

# IFRS財団のガバナンス改革について

# 国際会計基準(IFRS)財団評議員会とモニタリング・ボードについて

国際会計基準 (IFRS)財団: 民間

## 評議員会 (Trustees)

22人(うち日本人2人)

- ・ IASBメンバー等の指名
- ・ 資金調達

## 国際会計基準審議会 (IASB)

16人(うち日本人1人)

- ・ 国際会計基準(IFRS)の作成

監視機関  
「モニタリング・ボード」

監視  
評議員の選任の承認

(モニタリング・ボードのメンバー)

- ・ 金融庁(日本)
- ・ 証券取引委員会(米国)
- ・ 欧州委員会(欧州)
- ・ 証券監督者国際機構 (IOSCO)
  - 代表理事会
  - 新興市場委員会

# IFRS財団 ガバナンス改革(1)

---

○2010年7月に、ガバナンス改革に係るワーキング・グループ(WG)をモニタリング・ボード内に設置。WGでは、モニタリング・ボードのメンバー構成を含めた、IFRS財団の全体的なガバナンス構造に焦点を当てて検討を実施。

○2011年2月に市中協議文書を公表し、2ヶ月間のパブリックコメントに付した後、2012年2月に報告書を公表。

※ガバナンス改革と並行し、IFRS財団の評議員会が、IFRS財団戦略見直しを実施し、同時に報告書を公表

# IFRS財団 ガバナンス改革(2)

## 2012年2月に公表された報告書の主な提言内容

### ○モニタリング・ボードに関する決定

- ・モニタリング・ボードのメンバーシップ
- ・モニタリング・ボードの意思決定方法
- ・その他の当局や国際機関のモニタリング・ボードへの関与
- ・IASBのアジェンダ設定、IASBの議長選定等におけるモニタリング・ボードの役割
- ・定期的なガバナンスの見直し

### ○評議員会に関する決定

- ・評議員会メンバーの構成
- ・評議員の選定プロセス

### ○IASBに関する決定

- ・IASBメンバーの構成
- ・IASBの管理体制とスタッフ機能の分別

## IFRS財団モニタリング・ボード プレスリリース

- 2013年3月1日、IFRS財団モニタリング・ボードは、プレスリリースを公表。

### 【プレス・リリースの概要】

- 2013年2月6日、ブリュッセルにて行われたモニタリング・ボード会合において、以下の項目の主要な点につき合意したことを記載。
  - ・ モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRSの使用」の定義  
※2012年2月の報告書では、モニタリング・ボードのメンバーになるか、メンバーであり続けるためには、国内での「IFRSの使用」と「IFRS財団への資金拠出」が求められるとされていた。
  - ・ 既存メンバーの定期的な見直し、新規メンバーの選定プロセスに関する、メンバーの評価プロセス・結果
  - ・ 金融庁河野国際政策統括官を議長として選出

# IFRS財団モニタリング・ボード メンバー要件①

## IFRSの使用:

### 総則

- 当該国は、IFRSの適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著に適用されている状態となっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる。
- 適用されるIFRSは国際会計基準審議会(IASB)が開発したIFRSと本質的に同列のもので、起こり得る例外は、一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない、もしくは当該国の公益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容しうる。

# IFRS財団モニタリング・ボード メンバー要件②

IFRSの使用:

## 定量的要素

- 当該国は、時価総額の規模、上場企業数、クロス・ボーダーの資本活動に照らした上で、国際的な文脈における資金調達のための主要な市場であると考えられる。

## 定性的要素

- 当該国は、IFRSの策定に対し、継続的に資金拠出を行っている。
- 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し、実施している。
- 国・地域の関連する基準設定主体が存在する場合、IFRSの開発に積極的に貢献することにコミットしている。

## IFRS財団モニタリング・ボード 今後の予定

- 合意されたメンバー要件・評価プロセスに従って、既存メンバーの評価及び新規メンバーの選定を開始。
  - － 2013年までに既存メンバーの評価・メンバーの拡大を完了することを見込んでいる。
- 既存メンバーの定期的な見直しは3年毎に行う。
- 2016年に開始されるメンバー要件に照らしたメンバーの定期的な見直し以後、国内発行体向けの財務報告制度にIFRSを組み込むために当該法域で利用されているメカニズム、及び、当該メカニズムがメンバー国の資本市場におけるIFRSの顕著な利用にどの程度貢献しているかをモニタリング・ボードは評価する予定である。
- メンバー要件を反映するために、モニタリング・ボード憲章の改訂を行う。